

函 財 税

令和 8 年 (2026 年) 8 月 1 8 日

総務常任委員会委員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

「公的年金等からの市民税・道民税・森林環境税の仮特別徴収税額
の変更について（お知らせ）」の記載内容の誤りについて

（財務部税務室）

「公的年金等からの市民税・道民税・森林環境税の仮特別徴収税額の変更について（お知らせ）」の記載内容の誤りについて

1 概 要

市民税・道民税・森林環境税が前年度に引き続き、公的年金等から特別徴収される市民等については、地方税法の規定に基づき、仮特別徴収税額として、4月、6月、8月に前年度の公的年金等に係る所得に対する年税額の2分の1に相当する額を特別徴収することとしているが、当該年度に非課税となった方については、4月、6月に特別徴収した仮特別徴収税額を8月下旬以降に還付し、8月の特別徴収は中止する取扱いとしてきたところである。

そのため、今年度非課税となった453人に対し、令和8年6月9日付けで、「公的年金等からの市民税・道民税・森林環境税の仮特別徴収税額の変更について（お知らせ）」（以下「お知らせ」という。）を送付し、当該取扱いを周知したところであるが、8月14日（金）、8月分の公的年金等を受給した複数の市民等から、仮特別徴収税額が特別徴収されている旨の連絡があり、8月の特別徴収を中止していないことが判明した。

2 原 因

令和7年度までは、前年度に引き続き、公的年金等から特別徴収される市民等のうち、当該年度において非課税となった方については、8月支給の公的年金等からの特別徴収を中止していたが、令和8年度においては国が定める標準仕様に準拠したシステムへの移行により、8月支給の公的年金等からの特別徴収を中止できない取扱いとなっていたにもかかわらず、職員の認識不足により、前年度までと同様の取扱いとして、本来は「還付予定」と記載すべきところ、「中止予定」と記載した「お知らせ」を作成し、送付したことによるものである。

3 本市の対応

「お知らせ」を送付した市民等のうち、令和8年8月支給の公的年金等から特別徴収された方に対し、謝罪文を送付するとともに、令和8年8月支給の公的年金等から特別徴収した仮特別徴収税額については、令和8年10月下旬以降に還付する予定である。

4 再発防止策

今後は、システムの移行時における動作およびシステム変更の内容について、複数の職員で確認するよう周知徹底を図り、再発防止に努める。